

## 国土調査のあり方に関する検討小委員会（平成26年第2回）

（地域整備課国土調査企画官） 大変お待たせいたしました。ただ今から、国土審議会土地政策分科会企画部会、国土調査のあり方に関する検討小委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には、本日は大変お忙しいところをお集まりいただき、大変ありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずお手元の配布資料の確認をさせていただきたいと思います。上から順に、議事次第、座席表、委員名簿、資料1、2、3、4まででございます。もし不足、不備等ございましたら事務局に仰せつけいただければと存じます。

それでは、はじめに、ご都合により前回会議をご欠席されました委員のご紹介をさせていただきます。株式会社北海道新聞社東京支社長、佐藤剛委員でございます。

（佐藤委員） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

（地域整備課国土調査企画官） また、山本委員及び若松委員におかれましては、本日はご都合により欠席とのご連絡をいただいております。

次に、前回欠席の当方幹部の紹介をさせていただきます。土地・建設産業局長の毛利でございます。毛利から一言ご挨拶申し上げます。

（土地・建設産業局長） ご紹介を受けました、土地・建設産業局長の毛利と申します。どうぞよろしくお願いいたします。清水委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、本日はご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。前回の委員会でご挨拶することができませんでしたので、改めまして委員会の冒頭に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

国土調査事業10か年計画の中間見直しに向けまして、2月よりこの委員会におきましてご議論をお願いしたところ、委員の皆様方からは多くの貴重なご意見を頂戴したというふうに聞いておりまして、皆様には改めて厚く御礼を申し上げたいと存じます。

今後の国土調査のあり方の検討に当たりましては、今回を含め、あと2回ご議論をいただく予定でございます。その中では、第6次10か年計画の進捗状況を踏まえながら、東日本大震災等の貴重な教訓や南海トラフ対策の進展に対応しまして、中間見直しの方向性ですとか、あるいは計画後半における取組みの方向について引き続きご意見を賜りたいというふうに考えております。

地籍調査の推進に向けて、あるいは未着手市町村の解消の取組み、他の国の調査活用のあり方など課題は沢山ございますけれども、皆様方にはよろしくお願いいたします。本日も多くのご提言やご意見を賜りますよう心からお願い申し上げます。

すが挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(地域整備課国土調査企画官) それでは、これ以降の議事運営は委員長にお願いしたいと存じます。清水委員長よろしくお願いいたします。

(清水委員長) はい。承知しました。それでは、第2回の検討小委員会でございます。議事次第に沿って進行してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。まず、最初の議事でございます。議事1) 第1回検討小委員会でのご指摘事項についてということですが、前回の委員会で皆様から頂戴したご意見等に対する事務局からの回答であり、対応方針ということでございます。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

(地籍整備課長) それでは、地籍整備課長、佐藤でございます。よろしくお願いいたします。資料1をご覧くださいながらご説明させていただきます。そして、プロジェクターの方に関連の事項を映させていただきますので、そちらも参考にしながら。また、一部お手元の方に、資料2の1ということで部分的にでございますが、お配りしたのも、プロジェクターに出るものと重複しておりますけど、お手元をご覧くださいというふうに思います。

それでは、資料1に沿って順次説明をさせていただきたいと思います。これの全体の構成が第1回の順番と大体合わせております。地籍調査関係ということが最初に来まして、その次に2)で基本調査について、3)で未着手・休止市町村の解消について等々ですね。そういう並びになっております。

まず、地籍調査関係でございますけど、民間委託についてということでご指摘をいただいております。10条2項による民間委託に関するモデルケースを設定し、未着手・休止市町村に働きかけるべきではないかということでございますが、当課といたしましては、平成24年度に2項委託により地籍調査を実施した市町村から効果とか課題についてヒアリングを行っておりまして、その結果を研修会等において紹介してるということでございます。

その具体的な例をお示ししたいと思いますが、それに先立ちましてプロジェクターの方を見ていただきたいんですが、10条2項というものが発注するときに積算としてどういうふうに異なっているのかということをご紹介させていただきたいと思います。

例えば、地籍調査の一連のプロセスの中で図根三角測量というのがございますが、これは通常の外注の場合ですと、そのこの表のところがございますように人数にして22.1人を見ておりまして、積算額にして50万円と。これは平方キロ当たりですが、そういった積算になっております。10条2項委託の方は25.2人見るということですので59万円ということですので、約2割ぐらい高いということになろうかと思います。

具体的にはどういうことを外注してるかということ、共通事項と下にあると思いますが、普通の計画、踏査等々、観測、計算整理もですね。そういったことは両方とも共通でございます。委託の拡大の事項として、工程管理の部分、それから検査ですね。そういったものをさらに業者の方にやっていただくというようなことで、その分が高くなるということ

になります。

次のところですが、一筆地調査。これは地籍調査の一番特徴的なところだと思いますが、同様なことをごさいますして、1平方キロ当たり、こちらの方は人数が大変多いんですが、181.5人に対して190.3人と。単価にして440万円が464万円というような差になってるということをごさいます。これは例でして、一連のプロセスの中でそれぞれこういった積算上の違いが出てきてるということをごさいます。

次の図を見ていただきたいんですが、これが我々が市町村の職員さんに研修のときに紹介してるものの一例をごさいます。ごく掻い摘んでご説明させていただきたいと思いますが、これが新潟県十日町市の例でありまして、市町村全体のイメージが研修を受ける方に掴んでいただけるようにいろいろな環境も含めてご紹介をしてるということをごさいます。十日町の場合は着手年度が昭和34年ということで、対象面積が504平方キロ、そのうち4割が調査済みというようなことをごさいます。

それから、次のところをごさいます。職員の体制は専任が3人、臨時が2人というようなことでもあります。市町村全体としては、平成22年に600人近くいたものが25年には500人そこそこというところまで絞られているというようなことをごさいます。公図自体はなかなか現地と合っていないというようなところ。そして、住民の方はどうかというと、権利意識はそこそこ強いんですが、比較的理解があるということで、調査をぜひやってくれということ待ち望んでいるという状況をごさいます。

次のページをごさいますけれども、10条2項委託をどういうふうやってるかということ、平成24年、25年で1平方キロそこそこをごさいます。5地区を県内外の業者に発注してるというようなこと進めてるということをごさいます。

次をごさいます。資格要件等を設けておりまして、例えば市内に本社または営業所を有することといったようなこと。それから、2項委託をしても職員として必要な作業もごさいます。例えば、土地所有者の相続人を追跡していく調査といったようなものは職員がやらざるを得ないといったことをごさいます。それから、2項委託による具体的な効果という、ここが重要なのかと思いますが、やはり成果品の確認などにかかる時間が節約されたといったようなこと、あるいは専門技術者のチェックが行われるということで信憑性が増しているといったようなことをご指摘いただいております。

それから、次のところをごさいます。課題もごさいます。受託法人の社内体制がきちっとしてるかどうかといったことの確認が必要だといったようなことなどをごさいます。そして、全体を通しての感想としては、やはり2項委託では少ない人数で実施する自治体にとってはやはり欠かせないメニューであるといったような声をごさいます。そして、こういったことを通して地元業者が育ってくれば調査規模も拡大を考えたいといったようなことも出ております。

こういったようなことを数十分かけて紹介をしていると。幾つかの市町村の紹介をさせていただいてるといったようなことをごさいます。これについては以上をごさいます。

そして、資料1の方に戻りますと、三島委員から森林における地籍調査については民間委託を上手く活用すべきであるというご指摘をいただきまして、今回、後ほど具体的なことをご提言をいただきたいというふうに思っております。

そして、②の立会の弾力化についてというところに分類させていただきましたが、山野目委員から地籍調査と筆界特定との連携手法について検討すべきという提言をいただきまして、今回、具体的にご提言をいただけるというふうに伺っております。

それから、予算についてということでございますが、渡邊委員から必要な予算を確保すべきというお話がございました。もっとわかりやすくいうと、倍あればもっとできるんですかというお話だったんですが、予算確保も重要ですし、合わせて市町村等の人員体制の確保も重要であるというふうに考えております。

そのことについて事例をちょっとご紹介させていただきたいと思いますが、プロジェクターの方をご覧くださいと思います。これは東京都青梅市の例でございますが、東京都の中ではかなり力を入れて地籍調査をやっているという市町村でございます。緑のところ、青いところを年度割りをして計画的に仕事を進めているということでございます。そういった職員の方の声を聞いてまいりました。

次の絵でございますが、実施状況というところで書いてございますけど、係長1名、係員2名の体制で大体1平方キロ強を年間実施しているということでございます。事業規模的には東京都の中でベスト3に入るようなところということでございます。

自治体担当職員からの聞き取りというところでございますが、これはもう生の声をそのままご紹介させていただきます。仮に今の倍の面積を調査しようとした場合に、主要となる課題はどうでしょうかということをお伺いしましたが、職員体制と予算が制約の要因であるが、職員の体制の方がより大きいと。調査を行う上で一番時間を取られる作業は地権者との調整であると。現地と公図が合っていない場合、地権者との調整のため、立会いを2回、3回とする必要が出てくる。今の体制では、予算があっても何かトラブルが発生したら調査を予定期間内にまとめきれない。もう一人増えて予算もあれば1.5倍ぐらい進むのではないかといったような声を聞いております。我々、日頃いろいろな自治体の方とお付き合いする中で似たようなこういう声を聞くということでございます。これについては以上でございます。

そして、また資料1の方にお戻りいただきまして、中林委員の方から事業費に筆数が反映されているのかということでございます。一筆の平均面積によって積算価格が異なっておりますということございまして、これもプロジェクターの方をご覧くださいんですが、ここで端的に示しておりますのが、左側の方が都市部のイメージでございますけど、1平方キロ当たりの筆数が2,000から1,500ぐらいのところを例示的に挙げておりますが、そういったところでは単価が5,400万という形になっております。右の方は森林がイメージされているわけですが、同じ面積で筆数は140から100ぐらいのところを想定してございまして、平方キロ当たり1,000万円ということで、かなりの

単価の差になって反映されているかと思います。

これが筆の数だけの条件でこういうふうになってるわけではなくて、ほかにも土地の傾斜ですとか、見通しが良いか悪いかとか、一筆の形状が整形地なのか不整形地なのかといったようなこと、そういったものを全部加味して最終的には出ておりますが、基本的には筆の数でこれだけの差がありますということでございます。この差は、プロセスとしては図根三角測量ですとか多角測量、一筆地調査、細部測量等々に反映されているということでございます。これについては以上でございます。

それから、次、千葉委員の方からいただいた話でございますが、土地区画整理を実施した地域については地籍は整備されている状況であり、進捗率にも反映すべきであるというお話でございます。それに対しましては、第6次計画の立案に際しまして、地籍調査を実施してない地域のうち、土地区画整理事業の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域、それに加えて大規模な国・公有地など、土地利用や土地取引等が行われる可能性が低い地域については緊急的に地籍の明確化を図る地域から除外をしているということでございます。これを進捗率に反映してないということが課題でございまして、今後どう反映していくかということがこれからの1つのテーマではないかなというふうに思っております。

それにちょっと参考になる点として、プロジェクターをご覧いただきたいんですが、これが今調査が残ってる面積の全体でございます。一番右の下に14万6,000というふうになってるかと思いますが、これが今残っている調査対象面積ということになります。

先般来ご説明しておりますように、10年間で2万1,000㎥という計画を立てているのが今の状況でございまして、これもご紹介しましたようになかなか達成が難しいという状況でございまして、そうしますと14万6,000㎥というのは大変な数字ということになってくるかと思いますが。大まかに言って、これを例えば3分の1に絞り込むといっても、まだまだ絞り込めていないというようなイメージなのかなというふうに思っております。

それ自体、なかなか絞り込んでいくのは大変な作業かなと思いますが、もう1つ未着手・休止の市町村というのがありまして、これはやはり緊急性が高いところがあるのではないかという議論になっているのだと思います。未着手・休止を解消していかなきゃいけないということだと思いますので、そういうところはぜひプラスの方に入れていくと。そして、実施中のところからその分を含めて相当な量を絞り込まなきゃいけないんだろうなというふうに思っております。

特に林地のところは7万平方キロあるということですので、そういったところに相当な絞り込みの要素が入ってるのではないかと。それから、未着手・休止のところでもDIDのところは、3,000平方キロということですが、緊急性の高いところが入ってるんだろうなというふうに思っております。なかなか即座に絞り込めるものではないと思いますが、時間をかけて調整していく必要があるのかなというふうに思っております。この点に

については以上でございます。

また資料1の方にお戻りいただきまして、中林委員の方から、進捗率について現状は面積ベースで設定しているが、筆数ベースでの進捗も重要というふうにご指摘いただきました。前回の場合、私ちょっと前向きなお話をしてしまったんですが、筆数全体の把握がなかなか難しいということがわかりまして、といたしますのは分筆も合筆も常にされていきますので、なかなかこれは難しいのかなというふうに思っております。

ただ、面積だけではなくて筆数の要素を見るというのは非常に意味があるという感じがしておりまして、その点についてちょっとプロジェクターの方でご紹介させていただきませんが、これは平成25年度に実施した調査の状況でございますが、面積ベースと筆数のベースで表しております。市街地でいきますと、面積だと7%しかありませんけれど、筆数のベースでいきますと25%あるといったようなことで、市街地というのはなかなか骨が折れて重要なところであるというようなことがわかるのかなというふうに思っております。以上でございます。

続きまして、基本調査についてということで分類させていただいておりますが、中林委員の方から、南海トラフ地震や首都直下地震の被災想定地域について災害時を前提に地籍調査を行うことが重要であり、補助率を厚くするなど優遇して前倒しで実施すべきというご指摘を受けております。

実施中の市町村につきましては、これはかなり一生懸命やっております、今以上にというのもなかなか難しいぐらい頑張っているのかなというふうに思っております。課題としては、やはり未着手のところ、休止のところということなのかなというふうに思います。そこでの理解促進などが課題ということでいえようかと思っておりますので、都市部官民境界基本調査を優先的に実施するなどして啓発を図っていくことが重要かなというふうに思っております。特に南海トラフ等、今非常に関心が高まっております、そういったところに問題意識を持っております。

プロジェクターの方をご覧いただきたいと思いますが、これは政府の方で発表している津波想定域の範囲でございます。特に太平洋側のところに赤いところが集中しておりますが、最大の浸水深が大きいところということでございます。これは本当に海岸線だけしか示されておりませんので、次の絵でご覧いただきますと、例えば高知市でございますが、非常に浸水深の高いところから、奥の方に行きますと少し浸水深が低いところといったようなことで、大分分布が広がっておるわけでございます。

実際に都市官で相当対応していきたいというふうには思っておりますが、全部というのもなかなか手が回らないという点がございまして、次の絵でございますが、これは浸水深と家屋の被害の程度の関係でございますけど、大体2メートルを越すぐらいの浸水があると大分被害が甚大になってくるといったような報告がされておりますので、1つの目安として2メートル以上浸水するようなところを特に重点的にやっていく必要があるのかなというふうに今のところは考えております。

それから、南海トラフは以上でございますが、首都直下地震ということについても関心が今高まっているかというふうに思います。次の絵でございますけど、これは東京都が発表しております、木造住宅密集地域の範囲でございますけど、こういったところでかなり震災時の被害の懸念が高まっているというふうにいえるかと思えます。

そういったことを具体的に、次のページでございますが、昨年の12月ですが、内閣府の最終報告として被害想定が出されておまして、この中で縷々書いてございますが、倒壊とそれから焼失ですね。家屋の倒壊、焼失合わせて61万棟になるのではないかというふうに想定されております。それから、死者の方はこれも倒壊、焼失合わせてですが2万3,000人といったような甚大な被害が想定されてるということでございます。

それに対してどういった対応を今考えてるかということでございますが、次のページでございますけど、今年3月に中央防災会議の方で大綱が決定されておりますが、都市部で地籍調査が遅れているといったようなことがあり、そして地籍調査の実施を促進させるといったようなことが位置付けをされていると。そのほか、木密に対する対策についても言及がされているといったところでございます。

それから、その次でございますが、首都直下地震緊急対策推進基本計画、これが3月に閣議決定されておりますが、この中でも、それからそれを受けて国交省としても対策計画をまとめているというところでございますが、両方とも地籍調査の実施というのを推進するような位置付けがされているということでございます。

今後でございますが、次のところですが、政府としては国土強靱化基本計画を策定している、あるいは南海トラフに関する各省の推進計画を作っているといったようなことでございますので、こういう中でも地籍調査の重要性なり具体的な進め方といったものに言及していく必要があるのかなというふうに考えております。

それから、基本調査に関しまして、今お話ししたのは都市部の基本調査についてお話ししておりますが、合わせてちょっとご紹介をさせていただきます。次のところでございますけど、前回、山村境界基本調査については、現行のやり方だけではなくてもう少し簡便な方法でスピードアップを図れないかということを検討すべきではないかということをお話をいたしたわけでございますけど、普通ですと現地に行って筆界を確認するといったようなことがありますけど、既存の航空写真ですとか地図を活用しまして、⑤のところでございますような筆界の案、こういったものをお示しして所有者に確認していただくといったようなことで、これは地籍調査ということではなくて、そのための前段の基礎資料としてはこういったものも十分使えるのではないかというふうに今検討を進めておりますし、今後もっと深めていかなければいけないのかなというふうに思っております。以上でございます。

そして、資料1に戻りまして、未着手・休止市町村の解消ということについて中山委員と中林委員から、類似のご指摘だというふうに思っておりますが、筆数、人員体制、予算、年数等の関係を明示したPRが重要ではないかと。それから、所要の面積の地籍調査にか

かる費用、人員、助成、固定資産税の増に関するモデルケースを設定し、未着手・休止市町村に働きかけるべきといったようなお話をいただいたかと思えます。

そういったことに対しまして、各県でいろいろな対応をしております、福岡県では固定資産税の計算をして示しているといったこと。あるいは、埼玉県、静岡県等でも具体的な計算をして示しているといったようなことがございますので、プロジェクトの方でご紹介いたしますと、まず福岡県の方ですが、ある市を例にとりまして、これちょっと見づらくて恐縮なんですけど、公図と仮調査した場合どれぐらいの面積になるかといったようなことの差をもって固定資産税が地目ごとにどれだけプラスマイナスがあるかということ計算しまして、最終的に781万円の増収になりますよといったようなことを整理してPRになる情報提供をして着手に結び付けようとしているといった事例がございます。

それから、埼玉県でございますが、これはある県内の市で仮に赤く囲ったところを年度割りしてございますが、そういう計画で進めるとすればどんな予算とどんな手間がかかるのかということ、次のところでございますが一覧にしてありまして、これ自体はちょっと見づらくて恐縮なんですけど、初年は幾らかかりますと。事務手続的には予算要求ですとか地元説明とかいろいろなことありますといったようなことを紹介して、参考にしてもらっているということでございます。

それから、次は静岡県の例でございますが、ある地域の6市町について、それぞれの面積を計算して、それに必要な職員数が幾らであるということが下に計算してあるわけです。そして、次のページでございますが、仮に3人体制でやると、例えば一番上のA市ですと46年かかりますといったような紹介までしているわけでございます。そして、次のページですが、ということは調査費で全部で幾らかかるかと。それから、職員の人件費で幾らかかるかといったようなことも示し、合計で幾らかと。A市だと全部で10億6,400万かかりますといったようなことを示して紹介してるといったような例もございます。

これは県ごとにいろいろな事情があると思えますので、国が一律に何か示すというよりはこういったものを相互に情報提供し合うといったようなことが有効なのかなというふうに思っております。そういう意味で、国としてはアドバイザー制度というのを設けておりまして、次のところでございますが、全国で地籍調査に詳しい方を登録していただいて、40名ぐらい今登録してるんですが、いろいろ市町村の方でアドバイスを受けたいたいという声があれば、国交省の方に申し出ていただいて、委託機関を通じて人を派遣してるといったようなことでございます。

具体的には、地籍調査開始時における調査計画の作成であったり、住民説明会の開催の仕方であったり、いろいろな市町村の事情に応じたきめ細かなアドバイスをしているということでございまして、これはなかなか評判が良いといえますか、受け手の方で助かっているという声を聞いております。24年度でいきますと、19道県の23市町村、合計で73回の派遣をしてるといったようなことでございますので、こういう中でいろいろなご紹介ができるかなというふうに思っております。これについては以上でございます。



未着手・休止の点で各都道府県でどれぐらいの未着手・休止があるかということを一応ここに示させていただきました。

この表自体ちょっと見にくいかと思いますが、お手元の方の資料にも付けておりますので、ご覧いただければというふうに思っております。かなり偏りがあるというような状況がご覧いただけるかというふうに思っております。

続きまして3ページでございますが、国土調査以外の測量・調査成果の活用についてということで、山脇委員の方から具体的な事例を示して紹介した方がいいのではないかとということがございます。次のプロジェクター。これは我が方でマニュアルを作成しております、そういう中である程度具体的な事例も紹介しております。こういう図面を添付してくださいというくだりがあるわけですが、この次のところで、こういったようなものですかといったような例示もしております。

前回の第1回目の資料でも例示があったかと思いますが、それと次のところにも、これは直轄調査の成果を活用したような事例といったようなものもございます。これからこういったものも事例数が増えてくると思っておりますので、いろいろな形で紹介をしていきたいなと思っております。

それと合わせて、次のページでございますけど、こういった成果を活用するにあたっては市町村の方でGISシステムを使っていろいろな部局と情報をやりとりするということが非常に効果的かなと思っております、これは大阪府豊中市の例でございますけど、地籍の関係ではかなり有名なようですが、こういうシステムをぜひほかの市町村でも活用していただくと、地籍調査及びその他の成果の非常に有効な活用ができるのかなと思っております、そういう方向性も見据えていきたいなというようなことも思っております。地籍関係は以上でございます。

(国土情報課長) 国土情報課長の橋本でございます。引き続きまして、土地分類調査についての補足資料を説明させていただきます。お手元、資料2の(2)ということで配布しておりますけれども、このまず1枚目でございます。

前回ご指摘いただきましたのは、地理院地図との共同公開の仕組みを検討して、また検索ツールなど情報発信の工夫をすべきということで掲げております。これにつきまして、利活用環境の改善ということでございますけれども、国土地理院の方と相談いたしまして、地理院の方の地理院地図に私どもが持っております土地履歴調査データというのを項目として加えるということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

下の図にございますけれども、今、国交省の方のサーバーの方にこれまでの国土調査の成果が画像データとして載ってるわけでございますけども、これを国土地理院の地理院地図の方にデータを配信すると。ただ、そのときの作業としまして、シームレス化、タイル化といった作業が必要になりますけれども、これは早急に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、地理院地図に載せますことによりまして、ここにあります地形図、空中写真等々

ほかのデータと重ね合わせるとのこととともに、地名などでの検索も可能になるということでございます。また、引き続き国交省サーバーの方からは画像データまたGISデータのダウンロードも取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、次のページでございますが、一般の人も含めて普及啓発を図っていくべきだというご意見がありました。これにつきまして3点ほど取り組んでいきたいというふうに考えております。まず1点目が土地履歴調査をする際に各地で委員会というのを立ち上げておきまして、そこに県ですとか市町村の担当者も入ってるわけですが、そういった方々を通じて関係自治体への成果の普及といったものを行うということを進めていきたいということと、それから2点目といたしましては、これは従来からやっておりますけれども、都道府県の担当者会議。こういった場を捉えて普及啓発を推進していくと。

さらに、一般利用者向けの普及啓発等としまして、我々もホームページで利活用方法、あるいは利活用事例、これは下に載せておりますけれども、こういった形で土地履歴調査の成果が使えるといったようなものもわかりやすく紹介していきたいというふうに工夫をしていきたいと考えております。以上です。

(清水委員長) どうもありがとうございました。前回、皆様から頂戴したご意見に対する事務局からの回答でございました。意見交換を十分したいところなんです、当初想定しているスケジュールから若干オーバーしておきまして、できますれば、ご質問頂戴した皆様から、どうしてもこれは回答になってないぞというようなものがございましたらご指摘をいただくというような形にしたいと思うんですけれども、前回ご質問を頂戴した皆様の中でどうでしょうか。ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。もし許されるならば次の議題に移りまして、最後、時間に余裕がございましたらこの議題にもう1回返りたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。それでは、大変恐縮ですがそのような形にさせていただければと思います。

それでは、2番目の議題に入りたいと思います。2番目の議題は委員からのご提案についてということございまして、冒頭にご案内ございましたように、前回、山野目先生と三島さんの方からご提案があるというお申出を頂戴しておりました。ということで、それぞれの先生から、委員の皆様からご提案の内容についての説明をお願いしたいと思います。資料が山野目先生のが3の(1)、三島さんのが3の(2)ということですので、山野目先生の方からまずよろしくお願いいたします。

(山野目委員) どうもありがとうございます。資料3の(1)をご覧くださいませようよろしくお願いいたします。そこに記してあることを掻い摘んで説明をさせていただきます。

前回の第1回会議におきまして、国土の適切な利用を図り、現に被災地において進められている復興や、将来において起こる災害に際しての復興に資するためには、国土の全域にわたり、個別の土地について、その位置、区画、形状及び権利者が明らかにされること、これが要請される場所であり、この視点が重要であるということを示しました。さらに、同様の視点は、目下、国の施策の様々な局面においても意識されるようになってきている

と感じます。そこまで番号1に記させていただいたところでございます。

その次でございますが、位置、区画、形状及び権利と述べましたが、そのうち、個別の土地について、その位置、区画、形状を明らかにする施策を推進する1つの具体的な方策として、地籍調査や土地改良事業、さらに土地区画整理事業を実施する実施主体が申請して、法務局または地方法務局の専門家に筆界を見定めてもらう手続として不動産登記法が定めている筆界特定の制度を用いることができるようになるとういと考えます。これがそこに番号の2として記しましたところの本文の部分でございます。

その後に注記の説明を添えましたけれども、現在の制度におきましては、被災地や将来の大規模災害からの復興の場合の特例を除きますと、当事者である地権者が申請しない限りこの制度を用いることができず、地権者を説得して申請してもらうとしても、測量に要する費用などの費用は筆界特定の申請人となった地権者が負担することとされており、これでは上手くいきません。そのことから、上記番号の2の本文のところの提案をさせていただく必要があると考えた次第であります。

その次、番号の3のところでございますが、また、土地の権利者の調査確認という課題も同じく大切であり、個別の土地について、その権利者を明らかにする施策も推進されるべきであると考えますから、被災地において生じている問題を精査するなどして、具体的方策が検討されていく必要があると考えるところでございます。

そのほか、お出しした書面には、以上に申しあげましたことの参考としてご覧いただくことが有益なのではないかというふうに思われる事項を添え書きしてございますから、お手すきの折にもご参照いただくことが叶いますれば幸いです。以上でございます。

(清水委員長) どうもありがとうございます。では、三島委員よろしくお願ひします。

(三島委員) それでは、資料3の(2)を見ていただきたいと思います。森林組合系統による地籍調査の加速化ということですが、今、森林では施業の集約化のために小さい規模の集団化を図っています。そうした中で森林組合系統を中心とした施業集約化をやっている者を上手く活用したらどうかということで提案をさせていただきます。

一番上の現状でますが、従来から言われていますが、山間地域においては非常に高齢化が進んでおります。今、戦後植えられた造林地というのは昭和50年代の半ばぐらいまでで済んでおり、この30年近くというのは余り山に手を入れてない状況で、それまでの人たちがいなくなると、山の境界そのものが解らなくなるのではないかとというのが1点です。

もう1つは、平成19年から間伐をやらなければいけないということになり、間伐をするために、境界がはっきりしてないものには補助金が出せないということで、施業の集約化と境界の明確化というのが補助事業で行われてきています。

そういった中での課題ですが、補助事業ですので間伐をやるところしか対象にならず、人工林の中でも間伐してないところについては対象外となっていますし、天然林も対象外となっており、全体的にやる地籍調査はその分を含めてやらないと進まないと思います。それから、そういった中で、今、ある程度境界がわかる人がいるうちに何とか杭打

ちぐらいしておいたらどうかということです。

そういった中で、地籍調査のE工程、すなわち境界の立会いと杭打ちを、森林組合系統を含めて施業集約化をやった人たちにやってもらう必要があるのではないかと思います。

特に、今行われている施業の集約化そのものが、必ずしも森林組合系統だけじゃなくて市町村が中心になって行っているところもありますし、それから地域の集落とか大字単位みたいな形の中でやっているなど、全国には集約化そのものをそれぞれ得意な形でやっているのが現状です。

そうした中で1例を挙げますと、岐阜県森連が岐阜県の中で関西電力の送電線の地役権設定のための調査をやりました。これは線下の幅10メートルぐらいだったと思いますが、その中の所有者の境界を決めて地役権を設定するための調査をするのですが、県森連と森林組合が一体になってやることで、大体90%ぐらいの境界が確定できており、関西電力からは大変喜んでもらっていますので今の時点でやっておけば、かなりの境界の確立ができるのではないかと考えております。

そうした中、補助事業で施業の集約化とか境界の明確化をやっているところは半分以上が対象となっていますので、残りの半分をやれば良いということです。集約化、明確化のできてない人工林とか天然林を含めて1つのまとまりとして実施していくことにしたらどうかということで、市町村から森林組合や施業の集約化をやった人たちに地籍調査のE工程を委託したらどうかということです。

岐阜県の施業の集約化は、68万ヘクタールほどある民有林のうち10万ヘクタールぐらいができており、その中で測量した部分が2万1,000ヘクタールとなっており、今後も順次進めていきます。そういったところで、委託する条件としては、集約化をやっている部分、林班と、私たちが専門的な言葉で言っていますが、それが大体50ヘクタール単位なものですから、1地区50ヘクタールぐらいを単位として、5地区ぐらいやったところにはそれなりのノウハウがあるということで、そういったところに委託してはどうかというのが2つ目です。

それから、3つ目が、E工程まで済めば、あとは従来の測量会社がやってもできますので、境界の確定の部分を早めて実施しておいて、その後にきちとした測量をしていくということで早急に境界の明確化をしたらどうかということをご提案したいと思います。以上でございます。

(清水委員長) どうもありがとうございます。では、両先生からご提案をいただきました。このご提案の内容についてご質問を伺いたいと思うんですが、まずは山野目先生のご提案に対してのご質問をお受けしたいと思います。筆界特定制度の活用というご提案でございますが。

現在でも東日本大震災の地域ですとか、大規模災害からの復興を考える場合、そういう場合には例外として事業者が申請できると。ただ、それをより一般的に広げたらいいのではないかとご提案だと思えますけれども。現在、この例外の実績ってどのぐらいある

んでしょうかね、現在。東日本大震災の地域とかで。先生、そういうデータございますか。

(山野目委員) 国土交通省の方であるいはご存じのことがあるかもしれませんが、私自身は具体の題材というものを耳にいたしておりません。それは、ここから先は想像になりますけれども、恐らく現在、被災地においては土地の境界を明らかにしようとするのがこういったような特例を用いてすることができるようになってくるのであれば、そのこと自体はある意味で進んできてるというふうに評価すべきであって、その手前のところで、恐らく権利者の不明、錯綜、複雑という、ここにたどり着く前の問題が相当立ちはだかっているのではないかと想像いたします。

想像ですが、単なる想像ではありませんで、先般、日本弁護士連合会が発表した意見書などを見ますと、岩手県内に限っても用地取得事案が高台移転のため等において必要であるというふうに考えられて計画されている中で、相当数が権利者の複雑、多数、不明等の障害にぶつかって進まないという現状が見られまして、本日、ここでの会議が直接には国土調査が議題の会議体であるにもかかわらず、私からお出した意見で2の筆界の問題に添えて、加えて3の権利者を明らかにしておくことの必要に触れたということも、そのことがあって、それがちょっとなおざりにできない問題になってきていると考えたところによります。

(清水委員長) どうもありがとうございます。そうですね。現在、東日本大震災の被災地では、先生の3番ですね。土地の権利者の調査確認というところが目下喫緊の課題で、その先まで行ってない場合が多いということなんだろうと思います。

ただ、先生ご提案の2ページの冒頭の注記のところ最初の、現在の制度では一応所有者、地権者以外の方も申請が可能という例外措置がありますので、これがどのぐらい機能している例があるのかというのは一応把握しておいた方がいいと思いますので、もしデータありましたら調査していただけますかね。

(地籍整備課長) はい。

(清水委員長) それを踏まえて、これをもっと一般的に広げていこうということなんだろうと思うんですが。筆界特定はやはり平時の制度なのかもわからないですね。そのほか。

(中山委員) 山野目先生のこの意見には私はものすごく賛成です。筆界特定制度を利用して、地図を作成する上でも境界を決めるということはものすごく大事なことで、この制度がもっと有効に活用できるのであれば、こういう制度を利用していけるものがないのではないかなというふうに思います。

ただ、ハードルの今、先生がおっしゃいました、いわゆる土地の所有者の確認。それから費用の問題。こういったもののハードル。それと、震災復興のためには大前提として震災復興ということがありますので、それを目的に所有者に代わって地方自治体なりができるという形になるかと思うんですが、地籍調査事業の中においてそれが震災復興と同じようなものが設けられるのかどうかというのが私、一番ネックなのではないかなということと、あとは地籍調査事業を進めていく上で、立会いの中でPRが大事だと思うんですけ

ども、筆界を何でもかんでも決めなくちゃいけないという、そういう意識を持っていただけけるということがやはり一番大事なのではないかなというふうに思っております。

私の経験ですと、地図作成でいきますと、先生がご心配なされましたように、やはり所有者を追いかけるというのが一番のネックなんです。その中において、どこまで、例えばお隣さんから情報を得たりとかそういう形でも、今の世の中においてなかなか隣は何をする人ぞという、そういうイメージがありまして、なかなかそういう情報を入手するのが非常に困難になっているということがあるので、今お話しをさせてもらいました、その中のいわゆるハードルっていいのかわかりませんが、それをどういう法改正で組み上げていけるのかなというのが一番窮してるところでございます。基本的には、できるのであれば、これは良い制度ですから、あとは法務省さんのご協力を得てそういった形ができないものかなというふうに思っております。

(清水委員長) ありがとうございます。山野目先生いかがですか。

(山野目委員) 全く仰せのとおりであるというふうに考えます。幾つかの多岐にわたる点について、いずれもごもつともな、有意義なご指摘をいただいたものでありますけれども、私として承っていて特に感銘が大きかったこともございます。どうしても今までの被災地やこれから起こる災害、大規模災害からの復興の場面での筆界特定の特例の考え方というものの根底に横たわっているのは、今すぐそこで間近に何らかのものを作るという意味での事業の必要があって、その前提として筆界を特定する必要があるから申請の特例を認めるということであり、それが現在の法制の建て付けなんだろうと思います。

しかし、今日ここで私が意見を下させていただいて申し上げ始めたところのものというのは、直ちに何かを作るという意味での事業が予定されているのではなくて、筆界を大きな災害が起こる前からきちんと明らかにしておきましょうということ自体が事業なんですという発想です。そこに何かを作る予定が喫緊であるんですか。いや、ありませんということになると、それがないと申請の特例は作ることができないでしょうという発想は甚だ土建国家的な発想でありまして、そういうことではなくて、土地情報を調えること自体が1つの重要な、将来において起こる災害の災厄を可能な限り小さくするための重要な階梯なんだということは、この席におられるような皆さんは当然そういう問題意識をお持ちでいらっしゃるんだろうと思いますが、それが関係府省の協議のような場面でも、国の施策の中で重要なことだと認識され、また社会的な啓発もされていくということが非常に重要でございますから、ただ今おっしゃっていただいたような視点をぜひさらにいろんな方々に共有していただくことが叶うと大変ありがたいと感じます。

(清水委員長) どうもありがとうございます。そのほか。

(山脇委員) 私も筆界特定制度を地籍調査の中で活かしていくというところはすごく賛成なんですけれども、今、山野目先生がおっしゃったように、震災の後であるのか、震災が起こる前にするのかということに関連しまして、私が仕事上、日常よくぶつかるお話をさせていただくんですけれども、震災が起こって構造物とかがなくなってしまうと、

それまでの安定した状況とか、物というものがなくなってしまうと、やはり筆界の確認というのかなり困難になってきます。

何もおこっていないときに、構造物等であったり、お隣同士で認識している建物と建物の、例えばですけれども中心であるとか、そういう目印があってやはり筆界の確認というのはスムーズになっていくものですから、私としてもやはり事前にやるっていうことの方が、ずっと手間も省けるし、スムーズにお互い確認することができるんじゃないかなという気がしています。

それから、筆界特定制度を活かしていくという中で、山野目先生が書かれているとおり、手続における測量に要する費用などが申請人の負担になるというところですが、測量等につきましては追加測量等が、筆界特定制度では必要になってくる場合があるんですけれども、この辺は地籍調査でかなり広範囲の測量をしているので、負担が減るのかなという気はしています。

けれども、申請の際の手数料ですね。これはちょっと東日本大震災の被災地との兼ね合いもあるかもわからないんですけれども、できれば軽減、免除等の処理ができないのか、方針が何とか探れないのかなという気がしています。

(清水委員長) ありがとうございます。

(千葉委員) 私は、地籍調査をやっているものですから、筆界特定制度、確かに良い制度で、私も境界が決まらなければそういう制度がありますよということを地権者さんにはお知らせしているんですが、なにせ地籍調査は、単年度予算で実施することが多いものですから、時間的に困難なことがあります。また、地籍調査では、基本的には皆様から教えていただいた境界を測定して図面と簿冊にするという作業でございますので、新たに追加測量しますとその予算の処置というのも出てきますので、その辺がクリアできればぜひこういう制度を活用していただきたいと思っております。

(清水委員長) どうもありがとうございます。大変重要なことを提案をいただいたと思います。大きなテーマですので、今日ちょっと議論して、どうだこうだ、ああだこうだということではないかと思うんですが、事務局の方でこの山野目先生のご提案に対してどういう方向性感じてらっしゃるかということをご紹介いただけますか。

(地籍整備課長) ご提案の手法というのは、やはり筆界未定を減少させる重要な手段じゃないかなというふうに思っております。私の方の今回の資料の整理ですけど、立会の弾力化というところで整理させていただいておりますが、地籍調査としては所有者が立会ができない場合、弾力化しますと。それから、所有者がいない場合は弾力化しますと。緩めてきてるというか、能力を高めてきてるんですが、それでも筆界未定が残ってしまうという状況ですが、この方法ですと論理的には筆界未定が解消できるというような、非常に力強い手法ではないかなというふうに思います。

我々としても十分検討していかなくちゃいけないと思いますが、やはり先ほどありました費用の負担ですとか、法律の中でどういう位置付けになるのかとか、そういったある程度難

しい問題もあると思いますので、少しじっくり検討させていただきたいというふうに思っております。

(清水委員長) 大きなテーマですし、ただ、国交省と法務省が連携して、共通の問題意識の下に連携してこの問題に対処していくんだということで、大変シンボリックな良い制度設計ができる可能性もありますので、ぜひ前向きに。法務省とも調整をしていただけると理解してよろしいですかね。

(地籍整備課長) はい。

(清水委員長) じゃあ、そういう方向性ということで。どうも山野目先生ありがとうございました。それでは、三島委員からのご提案についてのご質問をお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

現在、民間委託というのは制度上は可能かというふうに、私ちょっと勉強不足の面もあるかと思うんですが、民間委託、制度上は可能かと思うんですが、どういう、何か実際は難しいとか。

(三島委員) 可能だと思うんですけど、ただ、私が提案してる話は一連のことじゃなくて、地籍調査のうちの一部、E工程を集中的に現時点でやっておいたらどうかということです。これは制度的にはなっていないと思いますので、やっぱり新たな提案として聞いていただければありがたいです。

(清水委員長) なるほど。それについては何か事務局の方でございましょうか。

(地籍整備課長) ご提案の話は、基本的にはやはり早急に境界を残しておかないとわからなくなってしまうと、非常に重要な点だというふうに思っております。ただ、立会いをした筆界点だけどんどん取って、それでしばらく置いておくというのはちょっと実態としてちょっと難しいんじゃないかなという気はしております。

せっかく筆界点を立会いをして決めたんだったら、そこで測量をかけて座標を残しておかないと、今度復元ができなくなってしまうので、森林組合にお願いしてスピードアップして境界を確認するというのはぜひ市町村でも取り入れてやっていただければ、これは効率的になるんだと思うんですけど、それだけどんどん進めて測量が大分後になってしまうというのは、これはちょっと現場的に困っちゃうんじゃないかという気がしております。

そういう意味でいいますと、地域地域で森林組合と市町村がよく情報交換なりして、なるべく森林組合の成果を活用できるようにするというのが重要なことというふうに思っておりますし、国の方もただ地域に任せるだけじゃなくて、林野庁さんとも連携して地域地域でどういう実態になっているのかということや、少し我々としても把握して、どういう関与ができるのか、そういう点についても検討していきたいなというふうに思っております。

できましたら引き続き具体的に、例えば岐阜県の例ですとか何かちょっと研究したいと思っておりますので、ご示唆いただければありがたいなと思っております。

(清水委員長) このご提案の用紙の最後の手段の最後の、E工程実施後の測量等の地籍



調査業務は従来どおり測量コンサルタントが実施する。ですから、セットで民間委託ということも可能なんでしょうね。

そういう面で、制度上、これまでの制度でも実行可能な面も多いのかなというふうに、私、思ってたんですが、ただ、森林組合の方のノウハウとか経験とかいうのを有効に利用するということでは皆さんの総意であろうと思いますので、こういうのを積極的に、これまで以上に積極的に考えていくことかと思えます。じゃあ、これについてはもうちょっと検討させていただくということによろしいでしょうか。

(三島委員) はい。

(清水委員長) ありがとうございます。それでは、時間がなくて恐縮でございますが、次の議題に入らせていただきます。3番目の議題ですけれども、報告書骨子案についてということでございます。事務局からご説明をお願いします。

(地籍整備課長) それでは、資料4をご覧くださいと思います。次回、報告書案をご提案させていただきたいと思っておりますが、今回はその骨子ということで、事務局としてこういうことは押さえておきたいということをしてできるだけコンパクトにまとめております。また、ほかにご意見あればどんどん盛り込んでいきたいというふうに思っております。

資料に沿ってご紹介させていただきますが、Ⅱのところは社会・経済情勢の動向等ということで位置付けております。そして、Ⅲの地籍調査ですが、まず現状と課題ということで、地籍調査を実施してない場合には課題が生じますと。しかしながら、全体としても遅れておりますし、特に十箇年計画の中でも十分な進捗が図れていないといったような状況でございます。他方、国としてもいろいろな促進策を図ってきたところでございますということでございます。これは前回ご説明したような話でございます。

そして、2でございますが、中間年における見直しの方向性というところで、ここに大体集約しておるわけですが、計画の進捗は遅れているものの、地籍調査の重要性は一層増しており、国土調査事業十箇年計画を基本として引き続き努力していくことが重要というふうに書かせていただいております。

計画の進捗が遅れているというのは、可能性としての状況はかなり厳しいと。他方で重要性が一層増しているということで、むしろもっとやるべきであるという方向性も環境としてはあるということで、総合的には今の十箇年計画を基本として引き続き努力ということが重要ではないかという、そういう意味でございます。そして、残りの後半にあたっては、特に災害への備え等の観点から、緊急性がより高い地域をより優先的に調査すべきであるということでございます。

3は今後の取組みの方向ということでございまして、国、地方公共団体、民間事業者が取り組むべき方向として案を作っております。まず、地籍調査の推進に向けた方策ということでございます。1つは民間委託の拡大ということで、先ほど申しましたように、職員負担の軽減は図られているわけですが、若干の事業費の増加があるということでござい

すので、これは事業主体の個別の状況を踏まえて必要に応じて導入することが望まれるというふうにしております。

そして、立会いの弾力化、新技術の活用等については、これは引き続き積極的な活用が重要ではないかということでございます。予算の確保でございますが、これは国、地方公共団体が確保に努めることが重要ということでございます。そして、より緊急性の高い地域を優先するというのと、緊急性の高さについて国民の理解を得るということが重要だろうということでございます。合わせて市町村の実施体制の一層の充実に努めることが望まれるということでございます。

5でございますが、国民にわかりやすい指標ということで、先般来ご説明しておりますように、緊急度が低いと考えられるところも相当量含まれておりますので、これは6次計画後も見据えてということでございます、適切な手法について国と地方で丁寧に検討していくべきというふうにさせていただいております。

続いて基本調査でございますが、都市部の方でございます。これは様々な要因で一定の効果がございました。今後は地籍調査の緊急性が高いものの地元理解等の観点から着手が困難な地域にあつては、地籍調査の着手時期にかかわらず基本調査を優先的に推進すべきではないかということでございます。そういったところとして、特に南海トラフ巨大地震の津波浸水等大規模災害が想定される地域というものが特に重要ではないかということでございます。合わせてGISの活用ということが重要ではないかということでございます。

それから、山村の方ですが、これは今後は現地が適切に管理されている、あるいは早期に地籍調査が期待できるというような地域を優先すべきではないか。また、より迅速に調査する手法を検討すべきではないかということでございます。さらに、国交省、林野庁、双方の調査成果を相互に活用するなど、国レベルもそうですが、特に地域レベルで一層の連携強化を図るべきではないかということでございます。

未着手・休止市町村の解消についてでございますけれど、これはやはり市町村ですとか都道府県の事情に応じて随分様相が違いますので、それぞれごとに対応が違うのではないかとございます。まずは特殊事情がある市町村というのは、まずは市町村自らがその解決に努めるということが重要だろうということです。県、国はそれを後押しするということかと思えます。

それから、予算が不足している道県ですね。道県の予算がないということが問題になっているところもありますので、その場合はやはり道県の予算的な努力を一層求めるということになるかと思えます。

そして、そのほかの市町村自身の予算だとか人員がないだけというようなところこそ、これはやはり地籍調査の重要性、緊急性について理解をしていただいて未着手・休止解消をしていくという一番のターゲットなのかなということでございます。

当然、引き続き都道府県の積極的な対応、国の適切な支援は重要だと思います。また、アドバイザーの活用をすると。それから、国・地方が連携して地元住民の意識調査、啓発、

こういったものが一番重要なのかなというふうに思っております。

それから、4としまして国土調査以外の測量成果の活用でございますけど、これはやはり民間事業者等の積極的な参画が望まれるということが第一だと思います。それに対して国は助成制度の活用等を通じて促進を図るべきだということでございます。法務省との連携も重要だというふうに思っております。

都道府県は地籍調査担当部局がやはり主導していただいて活用促進に努めることが重要だろうと。そして、市町村はやはり管内の地籍整備促進の一環として各種測量の予定を前広に把握すると。そして、できる限り19条5項指定に繋がるように努めるべきであるということでございます。GISの活用も以前にも増して重要ということでございます。

基準点の適切な設置でありますけど、これは先般もご紹介しましたが、衛星を使うことによって基準点を省略して効率化が可能ということでございます。そういったものを普及啓発していくと。国土院さんとの連携も重要だというふうにご提案しております。地籍関係は以上でございます。

(国土情報課長) 引き続きまして土地分類調査でございます。まず、現状ですけれども、平成24年度末で約60%完了しているということでございます。また、見直しの方向性につきましては、順調に実施しているけれども引き続き地方部において今後の確に実施していくことが重要だろうと。また、先ほど申し上げました成果を国民が利用しやすく提供するとともに、一層の普及啓発が必要だろうということでございます。

取組みの方向といたしましては、引き続き着実に実施していくとともに、またホームページの充実、あるいは地理院地図の活用などの提供方法の改善、こういったものに取り組んでいきたいと考えております。以上です。

(清水委員長) どうもありがとうございました。事務局から報告書の骨子案ということでご報告をしていただきました。骨子案ですから総論的な話になってまいります。今後、これを具体化して報告書の素案が作られていくわけですけれども、当然のことながら、今日の議題の最初にごございました、前回の小委員会でのご指摘事項に対する事務局の対応というところが反映されてくるんだろうと思いますので、この時間を使いまして最初の議題のところ、前回のご指摘事項についてということも含めまして皆様からご質問を頂戴できればと思います。

(阿子島委員) 土地分類の方について。

(清水委員長) はい。よろしく申し上げます。

(阿子島委員) 前回話題になりましたことを早速検討していただきましてありがとうございます。この骨子案でよろしいと思うのですが、蛇足を2つ、3つ。骨子案(資料4)の最後の5行辺りに書かれていることにかかわることで、補足資料2-(2)の2ページ目です。(主な成果利用の実例の)右下に地域防災マップというのがありますけれども、これは実は町内会レベルで、「みんなで作る防災地図」というレベルです。それをやるときにぜひ土地履歴調査を利用させていただきたいということです。

国がつくる地図（左下）と町内会で作る地図の間にはスケールのギャップがありまして、町内会で作る場合には指導的な方が実際は入っているんです。国、県、市町村の方ですね。そういう方に土地履歴調査を十分理解していただいていることが必要かと思います。

その点で、2つ目になるのですが、国土地理院のGISですか、地理院地図にのせていただけるといのはとてもよろしいことだと思います。ただ、1ページの左下に国土地理院サーバーというのがあります、そこに様々な地図というのが記入してありますが、この地形図は最新のものが利用されていて、古い地図が出てこないのです。現時点では、それは謄本扱いみたいになっていて、縮小見本を示してあとは直接謄本を取ってくださいというような形になっています。実は、土地履歴調査の試作版の段階ではウェブGISでは下図に古い地図も表れるようになっていました。

ですから地理院サーバーに乗せても現時点ではその辺ができないかもしれませんので、こちらの国土調査のサーバーで独自の何か手当てが要るのかもしれない。その辺のご検討もお願いしたいと思います。

それから、場所を探すとき、個々の番地で行けるといのが一番いいのですが、基本的には2万5,000分の1の地図でも良いんじゃないかなと思います。学校でも2万5,000分の1の地形図の授業をやりまじ、センター試験でも必ず出ますから、まず2万5,000分の1で場所がわかる人を対象としてよろしいのではないかと思います。

それから、全くの蛇足ですけど、一般的なデータの管理の問題ですね。大切な基本データなので、災害の場合とか、事故とか、悪意のある侵入ですね、そういうのに対して、その辺の（復原力の）配慮は大事ですね。多分できているのだと思うのですが。以上です。

（清水委員長） ありがとうございます。全て検討課題かなと思いますが、ちょっと私から申し上げたいのは、旧版地形図に関して地理院も当然公開する方向も検討されてきたんですが、いろんな問題、地名の表記ですと部落問題のこととかもありまして、古い地図を一般に全て公開するのが本当に公的な機関のすることとしていいかとかいう議論がありまして、旧版地形図から読み取れる、ここが湿地帯であったとか、そういうようなところだけを公開するというような方向になってます。

ですから、旧版地形図に関しては各地方測量部に行けば、コンピュータでそれを見ることができると。ただ、インターネットでは公開しないと。そういう方針で、ただ、何らかの方策を使って可能な限り公開しようということでも多分検討されてるといふふうに理解してます。そのほか、地名とかはよろしいですね。現在、住所でも大字的な地名であれば全部検索できるので、まずユーザーの皆様が苦勞されることはないかなと思います。どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。骨子案と前回のご指摘事項についてですが。

（渡邊委員） 骨子案の未着手・休止市町村解消なんですが、資料の6ページですか、都道府県の役割というところになってまして、資料の6ページを見ますと、都道府県で非常に、先ほどもご指摘ありましたが、偏りがあると。

例えば、それは大都市圏と地方との違いとかそういうことだけではなくて、例えば東海地方でも愛知県は非常に悪いけども、周りの静岡とか岐阜とか三重というのは進んでいる。近畿でも同様に、兵庫県は進んでいるけども大阪、京都は進んでいないと。

こういう、東京周辺もそういう点がありますが、そういうことを考えると、ちょっと私、具体的に何がどういふふうに阻害してるかわからないんですけども、やはり市町村の体制とかあるいは予算ということだけではなくて、特に都道府県のリーダーシップと申しますか、役割というのは非常に大きなものがもしかしたらあるんじゃないかという気がしてまして、そういう意味で申しますと、今ここに骨子案で当然都道府県の役割等々、役割と申しますか、書いていただいておりますけれども、もう少し強めに書いてもいいのかなと。

特に名指しはできないんでしょうけれども、こういう状況を当然、自治事務として市町村がやるべき事務であり、それをやっていないわけですから、そういう中では、都道府県は当然4分の1の予算を負担して役割を果たすべきだと思うんですね。

そういう意味から申しまして、ただ単に予算を付ければいいんだということではなく、先ほども福岡県とかいろいろなことをやっていらっしゃるといふ例もご紹介いただきましたけども、そういった、県として、この地籍調査を推進していくんだと。当然、防災の話も最近特によく言われてますので、そういうのも含めて県としてのリーダーシップを発揮していただけるようにしていただけると。いずれにしても、そういうふうにできれば強めに書いていただけるとありがたい。

(清水委員長) ありがとうございます。今日のはどうしても骨子案ということで、総論だけ見ると、わざわざこういう会で議論しなくてもこの報告書できちゃうんじゃないかというところもあるかと思うんですが、ですから、最終的なものに当然この資料の先ほどの表ですよね。北海道が進んでないよとかいうような。こういう表も入ると理解してよろしいですね。

(地籍整備課長) 入れたいと思っております。

(清水委員長) そうですね。ですから、そういうハザードマップならぬハザードテーブルみたいなものを公開していった注意を喚起するというのも大事でしょうし、今日からご参加の北海道新聞の佐藤委員は全国地方新聞社連合会の会長様ということでございますので、何かこの表をベースに何かキャンペーンでも。反響があつてよろしいかと思うんですけど。

(佐藤委員) 前回、日程調整がつかせんで欠席いたしました。改めてお詫び申し上げます。北海道が調査の進捗度が遅いという実例を見ますと、私は行政サイドの人間ではないのですが、少し後ろめたい気持ちになりながらさまざまご報告を聞いておりました。

復興を考える際に、南海トラフですとか首都圏直下型の対象エリアを想定しますが、これ以外にも東北、北海道の地域にも活発な活動が懸念されている活断層が随分指摘されております。そういう意味では全国津々浦々の話であり、地籍調査が進まないままに災害が起きてしまつてからでは遅いんですね。今までのお話の中にも十分出てきましたけれども、

現に東北地域が区画が確定されていない。地籍調査が進んでいないために復興が全く進んでいないところと、それが済んでいたために復興が進んでいるところというのがはっきりと分かれているという実態なども、事務局の方からお聞きしております。

こういった法律関係の文書にどこまでが書き込むのが適切か、門外漢の私にはちょっとわからない部分がありますが、いずれにしても各地のマスコミの理解を得て大いに取材を促すという方向で活用しながら行政を刺激していくことを望みたいと思います。

それから、もう1つ、住民の方々への啓蒙。住民の側が地元の市町村行政に問い合わせ、自分のところの地籍調査はどうなっているのか、もしまだなら調査をしてほしいと行政を促すことが効果的だと思います。その場合でも住民個人の費用負担はそうかからないという話も聞いておりますが、一般的にはまだそうした知識は浸透していないのが実態かと思えます。

ということは、大いに問い合わせをしていただくのが正しい方向なのであって、こうしたジャーナリズムを通じた啓蒙と、それから積極的に政府広報で、地元行政を促すよう住民を後押ししていくことも意味のあることではないかと思っております。

(清水委員長) どうもありがとうございました。

(山野目委員) 未着手・休止理由別の市町村数のようなものも委員長からご指示がありましたとおりの報告書などにおいても組み込んでいただいて、この論点を強調していただくことは一般的にはよろしいですし、私もそれは大いにされるべきであると感じます。

それとともに、今しがたのご議論でちょっと気になったのは、北海道の弁護を申し上げるつもりはないとか、弁護を申し上げようと思うんですけども、かなり特殊な事情がございます、ご存じでいらっしゃる方も多いと思いますけれども、北海道は北海道開拓の歴史を振り返って見たときに、土地連絡図という地籍調査、今日の国土調査法上の地籍図ではないんですけども、しかし、あの時代によくああいうものを作ったという、もう1つの地籍調査といってもいいぐらいの図面が作られていて、それが今でも北海道の登記行政や土地家屋調査士の実務において大いに活用されております。

それはここの統計には入っていないので、それはあるけれど地籍調査はされていないところは、されていないよという数字の扱いになってるんですけども、そういう北海道の特殊事情は特殊事情として余り誇張して述べることは宜しくないとしても、ここにおられる方々は専門家で、ご存じでいらっしゃるかもしれませんが、この議事録を見た人は北海道って駄目だねって思ってしまうかもしれません。そうではなくて、やっぱりこの表でいうと首都圏と関西圏の人口の密度の非常に高い、都市部の稠密なところについて未着手・休止であるということは、そここのところこそ、名指しはしないというお話でしたけれども、イメージとしてはそういうところを念頭に置きながらご議論いただくというのが正当な手順なのではないでしょうか。

(清水委員長) どうもありがとうございます。そのとおりかと思えます。

(佐藤委員) 北海道を弁護いただいてありがとうございます。

(中林委員) 今ご指摘があったこととダブりますけども、やはりこれから切迫性が高まっている震災問題等も社会的動向の背景にあるとすると、南海トラフ巨大地震とそれから首都直下地震対策というのが1つの大きな課題で、かつ南海トラフ巨大地震というのは被害想定の結果から見ても、沿岸部の津波という東日本大震災の被災パターンだけではなく、大阪、名古屋を含めた大都市での木造住宅密集市街地での火災と、いわば市街地がすっかりなくなってしまいます。

もしあれを瓦礫の処理を急いで復興を早めるということだと、区画等の問題の前に瓦礫をブルドーザーなりで一扫してしまうと津波の後の被災地と全く同じ状況が発生してしまうと、目安になるべきものっていうのも全て奪われてしまう。

そんなことも含めますと難しいのは難しいわけですけども、都市部というところの地籍に関する調査の推進ということをやはりもっと強く国民に対してもアピールすべきではないかなと。

今日の骨子でいきますと、山村部というのがわざわざ出てくるんですが、面積でいうと一筆の面積も非常に広くて、面積的には山村部というのは非常に大きな割合を占めてるのは間違いないわけですけども、例の筆の問題ではないですけども、区画権利の関係でいえば圧倒的にやはり都市部が多く、また脆弱といわれている地域の大部分が地籍等の整理がなされていないままであるということを考えますと、やはり都市部というところにもう少し焦点を当てて国民の理解を得るといっても含めてアピールすべきこととこのうがあるのではないかなというふうに私も思います。

骨子でいきますと、2ページのところが、(1)が地籍調査の推進で(2)が基本調査の推進ということですけども、(1)の地籍調査の④の予算の確保ですが、ここには3つ書いてあって、全体としてより緊急性の高い地域を優先するって書いてあるんですが、この緊急性の高い地域とは何ぞやと。何をもちて緊急性が高いといえるのかということというのと、その1つが今回、今般の社会動向でいうと、やはり災害に対する備えというのが1つの緊急性の高い指標なんだろうというふうに思います。

そういう意味でも、都市部も含めた視点が必要かなというふうに思いますし、また2ページから3ページにかけての基本調査推進のところの①で、わかりやすいのは3ページの1行目にあります、南海トラフ巨大地震の津波浸水等の大規模災害が想定される。今回、法律では避難対策等特別強化地域というような名称で地域指定をされますので、こういう地域はもちろん優先することが国民的にも理解を得やすいところだと思いますけれども、それ以外に三大都市をいかに速やかに復旧するか。できれば復旧ではなく防災にも寄与する地籍調査というような視点が非常に長期的には大事なかなというふうに思います。

つまり、防災に対する重要性というのは、災害が起きて、被災して、復興するのではなく、災害が起きる前に、例えば建物の更新だとか、耐震化ですとか、あるいは基盤の整備というようなことに繋がる、そういうきっかけづくりに、基本調査であったり、あるいは地籍調査への呼びかけというのが、まちづくりをしていく1つのきっかけにもなり得るん

だという視点で国民に見ていただく、読んでいただくということが大事なんじゃないかなと思います。

(清水委員長) どうもありがとうございます。先生、山村部に関しては、都市部とはまた違った緊急性というのがございまして、ご存じかと思いますが、所有者が不明ですとか、高齢化ですとか、遠隔地に住んでるとか、そういう一方で、山林が荒廃しているとか、そういう問題がございまして、林業の活性化ですかね。再建ですとか、国土の保全とか、そういうような観点から、緊急性が高いということで、都市部とはまた違った観点で緊急性が高いということで、それはよろしいのかなと思うんですが、先生、ご指摘のとおり、今回の骨子、骨子ですから、しょうがない面もあるんですが、余りにも東北の震災の教訓ですとか、今後の南海トラフ等々への備えという視点が、ちょっと骨子とはいえ足りないのかなという気がしてまして、十箇年計画の通常の間年見直しとは違う見直しであるべきですので、その辺り、どのように考えるか。

まだ境界、筆界の問題に到達してない段階だということで、問題が顕在化してないところも多いんですけども、当然、きちっと取材をすると、今後、どういう問題が起こってきそうかということも当然出てくるかと思っておりますので、そういうところまで書いて、そこで世の中に、皆様に問うということをししないと、従来の十箇年計画の見直しだけでは余りにもインパクトがないですし、意義の軽いものであるというふうに思われてしまうと思うんです。ですから、その辺りをぜひ強調していただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

その後はいかがでございましょうか。

(千葉委員) よろしいですか。

(清水委員長) はい。

(千葉委員) 地元住民へのPRが必要だと思うんですけども、これはなかなか浸透しないところが現実です。例えば、地籍調査の日というようなものを設定して、大々的にPRして行って、新聞等に取り上げていただくというのも1つの方法かなと思うんですけども。

(清水委員長) そうですね。住民の皆様への広報というのはずっと課題として、前回の10か年、その前もそうだったかと思いますが、ずっと課題としてきて、ここが肝心要の活動だよということを言ってきましたので、ぜひそれは継承していただきたいし、良いPRの方法をぜひ考えていただければなど。そのときに、やはりジャーナリズムの協力、連携というのは大きいんだろうと。

そのほか、いかがでございましょうか。

(山下委員) もう1点。

(清水委員長) じゃあ、どうぞ。

(山下委員) それでは、3ページの4)のところで、公共事業や民間開発の際に作成される測量成果、その部分ですけれども、聞くところによりますと、都内、結構、再開発等



が行われているんですが、19条5項まで持っていくというようなインセンティブというのはほとんどないということから、多分、ほとんど利用というか、これは活用されていないという実績があるようですので、ここはインセンティブなどがもう少し考えられるのかどうかということをご検討いただければよろしいかなというのが1つ。

それから、もう一方、公共事業ですけれども、公共事業は大体息の長い事業でして、ある意味で、今、新しい座標系とほとんど合わない、独立独歩の座標系で仕事をやってるわけですね。それをこの座標系に合わせるような策、インセンティブというのは、公共事業サイドからは余りないというようなことから、これもやはりなかなか、せつかくの測量成果がこちらの地籍調査には活かされない。そういったところがちょっとあるようでございますので、その辺も少し工夫していただければなというふうな感じを受けます。

(清水委員長) はい。19条5項指定のインセンティブは大分取り込まれてると思うんですけども、ちょっとご紹介いただいて。

(地籍整備課長) ここでもご紹介しておりますが、補助金の制度がありまして、民間の方が測量した成果を19条5項に申請していただくという場合には、測量にかかった経費に対して国費で3分の1ないし2分の1、助成をするというようなこともできますので、これは最近、非常に声高に宣伝をしているところでございますけど、引き続き進めていきたいなと思っております。

それから、申請に係る手続をできるだけわかりやすく紹介した申請マニュアルというのも作っております、それもいろいろな形で広めているといたしますか、そういうことも努力しているところでございます。

(清水委員長) 報告書では、社会へのメッセージですので、誰に対してこのメッセージを届けるということも大事だと思うんです。ですから、総論的な話で19条5項指定の促進と。これだけでも全然ピンと来ない方々が多いので、誰に対してこのメッセージを届けるかという視点からぜひ書いていただけるといいかなと。

(中林委員) ちょっと、余り法律的な、緻密な思考ができないわけですけども、先ほどの山野目先生のレクチャーで、要するに東日本大震災の復興において特例が認められてると。かたや南海トラフとか首都直下地震の被害想定が出されて、その被害状況というのがかなり綿密に指摘されていると。

昔、被害想定が十分されないときに、災害の前に復興を考えるとということ自体があり得ない、思考停止の状態になったわけですけども、現在ですと、被害想定を基に復興ということの様相も想定し得る時代に入ってきてるわけで、そういう意味では、実際に被害が起きてから、そうした特例をするのであれば、その被害想定を基に、事前の復興の準備として、一定の特例的なアプローチみたいなのが一步踏み出せないのかなと。

今日の山野目先生のレクチャーを、今、活かすとすると、まさに緊急性が高いと言っている地域では、被災したものとみなして、そうした特例的措置を半歩でも前倒しするような措置というのがもし検討していただければ、復興へ向けての、あるいは防災に向けての

取組みの大きな力になるんじゃないかなと。プランニングをしている側から見ると、何かそういう飛び道具が1つ出ると、大分世の中のまちづくりその他で地域の人と話をしていく上でも、話の密度が随分変わってくるんじゃないかなと。そんなふうに思いました。

(清水委員長) これは山野目先生、大規模災害からの復興に関する法律の、この36条というのは当然、これは事後的なものに限りということですよ。

(山野目委員) 起こってからの話です。

(清水委員長) ですね。だから、今日の山野目先生のご提案は、もうわが国は日本中、そういうような危険があるんだから、事前復興までを想定してということであればという、同じ解釈ですよ。そういうことが重要。ただ、それを全国土そうなのかと言われると、若干違う面もある、温度差はあるでしょうからということかなと思います。ありがとうございました。そのほか、もう少し時間ございます。

(山脇委員) すみません。前回質問させていただいた件でお答えいただいているところなんですけれども、先ほどの問題に戻ってしまいますが、3ページの19条5項についてお答えいただいているところです。私も前回、補助金等の申請手順マニュアルのこと、余り知っておりませんでしたけれども、前回以降、大阪の方にも、こちらの国交省の方から講師の方においでいただいて、研修会等をしていただきまして、詳しい説明をしていただきました。

その後、補助金の申請をしましたという報告といたしますか、私自身もちょっと身の回りでお聞きしています。ありがとうございます。少しでもそういう事例が出てくれば、またそれを伝えていって、19条5項の図面が増えてくるかなと思っています。

それと、12番の、19条5項の申請に関しての補助金の交付決定・完了時期についてなんですけれども、これも聞くとところによりますと、今年度は改良していただいて、若干募集の回数を増やしていただいているということも、その後、お聞きしましたので、その辺のところを補足のご説明をいただくといいかなと思っています。これ以降もまた改善を図っていただけるということですので、期待しております。

(清水委員長) はい。じゃあ、これについて。

(地籍整備課長) はい。すみません。先ほど、十分、私の方で説明をしなかったことを、今ご指摘いただいて、思い出したんですけど、資料1の3ページの12のところ、ここを言及をしなかったんですけど、19条5項申請に関して、補助金の交付決定・完了時期については柔軟に対応すべきというご指摘をいただいています。

民間事業者向けの補助金については、今回、募集回数を増やすと。今、3回に分けて募集をすると。これはなぜかという、1回目を早く切って、早く交付をしてしまいたいということで切って、また間髪を置かず、次も募集をしていくということにしておりますので、若干改良されるのではないかなというふうに思っております。

ただ、これは予算に限りがありまして、1回目でもうオーバーフローしてしまうとなくなってしまうんですけど、それぐらいの状況になると、われわれとしては大変ありがたい

ということなんですけど、これからちょっと動きを見ていきたいなというふうに思っています。

(清水委員長) そのほかで、前回のご質問の中で、6番目のご質問、千葉委員からのご質問で、区画整理の地域なんかはある程度明確になってるので、そういうところは進捗率にも反映すべきというご質問というか、ご意見でありましたが、今回の骨子を見ますと、今後検討していくというようなことですが、私の理解ですと、もうある程度、筆界、明確になってるところは、図面上にも境界線を引いて、わかるように提示されてますよね、国民に。

(地籍整備課長) はい。

(清水委員長) ですから、今でも、計算しようと思えば、明確な地域を除いて進捗率を計算するというのも可能は可能ですよね。

(地籍整備課長) はい。

(清水委員長) ただ、それをやる意義とか、その図面の精度にもよりますし、今後検討していくと。こういう理解でよろしいですかね。やろうと思えばやれるんだと。ただ、きちっとやるにはどうしたらいいとか、その意義まで考えて、もうちょっと検討させてくれという、そういう回答であったということでもよろしいですか。

(地籍整備課長) はい。おっしゃるとおりなんですけど、もうちょっと付け加えますと、先ほど申しましたように、残りの面積というのは14万平方キロありまして、区画整理がされているところというのは全部集めても1万平方キロもないので、それだけを除外して進捗率といっても、余り影響がないんですね。

(清水委員長) そうでしたね。すみません。

(地籍整備課長) ええ。森林がどっさりありますので、そこ辺りをどういうふうに絞り込むかと。さらに、未着手・休止のところは、地元はやりたくないって言ってるんですが、やっぱりやるべきところはあるでしょということで、これはここにいらっしゃる皆さん、大体ご理解いただいていると思うんですけど、そういうような作業を少し丁寧にやらないと、なかなか1つの結論にいかないのかなということで、時間いただきたいというふうに思っております。

(清水委員長) わかりました。すみません。そのほか、いかがですか。よろしいでしょうか。では、大体時間も迫ってまいりましたので、この辺りで、用意された議題の審議は終わりたいと思います。最後、その他という議題がございますが、これは事務局からございますか。

(地域整備課国土調査企画官) はい。次回について申し上げます。次回は6月26日に、本日ご議論いただきました内容を踏まえた報告書案についてご審議いただく予定です。委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

(清水委員長) はい、ありがとうございます。それでは、議事はこれで終了とさせていただきます。では、進行を事務局の方にお返ししますので、何かご案内ござい

ましたら、お願いいたします。

(地域整備課国土調査企画官) これをもちまして、本日の小委員会を閉会とさせていただきます。なお、お配りしました資料につきましては、座席に置いていただければ、後ほど事務局よりお送りさせていただきます。本日は熱心なご審議をいただき、どうもありがとうございました。